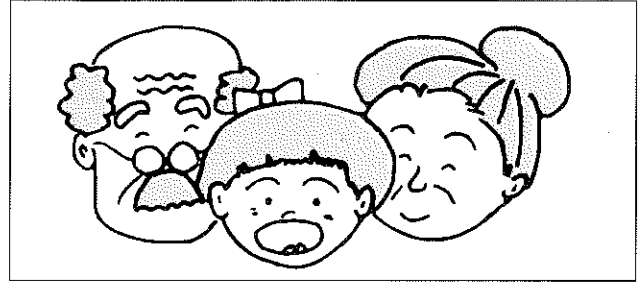


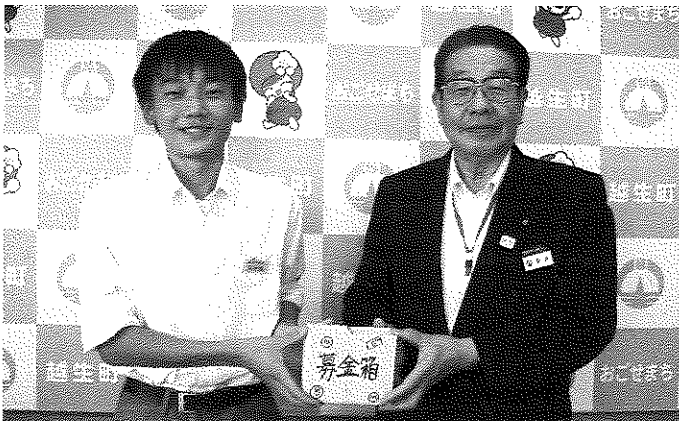
社

協

だより



“みんなに知ってもらいたい…” その気持ちが被災地への大きな力に！



五十嵐さんによる手作りの募金箱です。本会窓口にて、令和2年7月豪雨災害義援金の募金箱としてリユースさせていただきます！

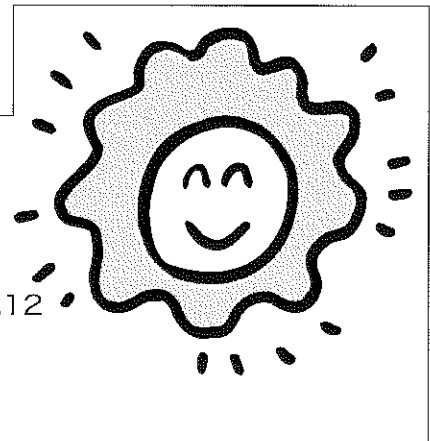
令和2年7月の断続的な大雨により、九州地方を中心に、人的被害や住宅被害等の大きな被害が相次ぎ、多大な被害をもたらしました。

今回、越生中学校では生徒会を中心として義援金募金運動を実施され、本会にて合計27,605円の義援金をお預かりさせていただきました。

生徒会長の五十嵐さんにインタビューさせていただくと、「熊本の被災地の方々のお手伝いができたらと思い、全クラスに募った結果、多くの生徒が募金をしてくれました。募金がどうしても必要なのを分かってもらうことはとても大変で、根気強く声掛けを行いました。自分たちが主体となって募金を実施することで、義援金がどのように被災地の方々に役立てられているのを知ることができました。」と、力強くお話しくださいました。

ご協力いただきました義援金は、熊本県南豪雨義援金として、社会福祉法人熊本県共同募金会へ送金させていただきました。

※令和2年7月豪雨災害義援金の詳細につきましては、3ページをご参照ください。



発行：社会福祉法人 越生町社会福祉協議会

〒350-0416 越生町大字越生908番地12

TEL 292-2977

FAX 292-5616



この社協だよりは再生紙を使用しています。

令和2年度越生町社会福祉協議会会員加入に ご協力いただきありがとうございました。

今年度も、7月1日より各地区の区長様、組・班長様のご協力を得て、住民の皆様へ一般会員へのご加入をお願いしてまいりました。おかげ様をもちまして、各地区を通じてご加入いただきました一般会員の総数は、2,421口となりました。（令和2年8月11日現在）ご加入いただきました皆様、誠にありがとうございました。

また、今年度より特別会員にご加入いただきました事業所、個人の皆様その他、賛助会員にご加入いただきました事業所、個人の皆様もご紹介させていただくこととなりました。こちらもおかげ様をもちまして、各地区を通じてご加入いただきました特別会員が15口、賛助会員が25口となりました。（令和2年8月11日現在）ご加入いただきました事業所、個人の皆様、ありがとうございました。

令和2年8月11日現在

<特別会員>

（順不同・敬称略）

岩井屋、(有)五十嵐印刷、(有)星野商店、魚愛、(有)鎌北電気商会、
(株)越生タクシー、(有)吉田工務店、畑仲忠佳、コジマ電設(株)、池畑慶二、
(株)丸勝、新井重代、飯塚電気商会、(株)シマダ、市川建具(有)

<賛助会員>

（順不同・敬称略）

小俣直史、忍田一雄、大山悦夫、(有)住吉屋製菓、山口写真館、松島屋、
(有)町田住宅資材、法恩寺、佐藤 光、内藤千裕、(有)メガロード、鹿沼 勝、
(株)一川木工所、昭光物産(株)、落合一恵、太田屋酒店、(有)横山建装、
横田芳郎、讃岐うどん花麦、宮崎初男、(有)田島木工所、田島建具店、
匿名（3件）

いただきました会費は、町内地域福祉の向上のため、有効に活用させていただきます。

また、上記は各地区を通じてご加入をいただきましたご加入者様となります。9月以降、本会より事業所、団体の皆様に改めて特別会員・賛助会員へご加入のお願いを申し上げます。何卒、よろしくご理解、ご協力の程をお願い申し上げます。（9月以降に特別会員、賛助会員にご加入いただきました皆様は、社協だより11月1日号にて改めてご報告させていただく予定であります）

赤い羽根共同募金へのご協力をお願いします！

今年も10月1日（木）より赤い羽根共同募金運動がはじまります。越生町内の募金は、約7割が越生町内に配分金として戻ってきます。越生町内の地区サロン・ふれあいいきいきサロンやボランティア団体事業の補助金などに充てられます。その他、公的財源が行き届かない、県内の福祉施設やボランティア活動の費用や、国内被災地の災害救援活動にも役立てられます。

以下の募金ボランティアの皆様や事業所（店舗）の方々と一緒に募金のご協力を呼びかけさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

（順不同・敬称略）

募金運動種別	戸別募金	学校募金	職域募金
実施予定日 実施期間	10月1日(木) ～10月31(土)	10月1日(木) ～10月31(土)	10月2日(金)
実施場所・エリア	越生町内各地区自治会内	町内小中学校3校 高等学校3校	町役場と関係機関各事務所 町内公民館等
募金ボランティア	各地区内役員、 募金ボランティア	生徒会、 募金ボランティア他	越生町社会福祉協議会

（順不同・敬称略）

募金箱設置協力店	ラーメンショップ太郎 ・ ニューサンピア埼玉おごせ ・ ビオリゾート ホテル &スパ オーパークおごせ その他の事業所や公共機関窓口に設置協力をいただく予定です。
----------	---

今できることを、ひとつずつ 令和2年7月豪雨災害義援金募集中

～令和2年12月末

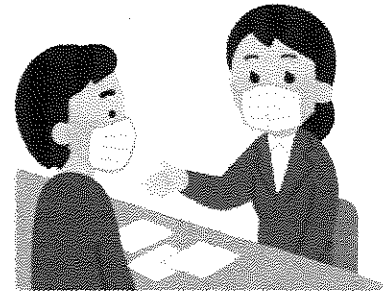
令和2年7月豪雨で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。令和2年7月の断続的な大雨により、九州地方では熊本県や福岡県を中心に、尊い人命が奪われ、住宅被害等が相次ぎ、多大な被害をもたらしました。

越生町社会福祉協議会の窓口では、被災された方々の生活再建、復興を支援するために義援金を募集しております。

令和2年7月豪雨災害義援金は、特定の被災地を支援する「熊本県南豪雨義援金」「令和2年7月福岡県豪雨災害義援金」と、中央共同募金会の実施する、お預かりした義援金をそれぞれの被災地へ配分する「令和2年7月豪雨災害義援金」の3種類がございます。募金の際に、ご希望の義援金送付先をお申し付けください。皆さまの温かいご協力をよろしくお願いいたします。

ごぞんじですか？ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、自分ひとりで判断ができない状態で契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、法律的に保護や支援をする制度です。この制度は、民法に規定されていて、家庭裁判所が成年後見人等を選任します。



成年後見人等は、ご本人様の代理で、財産の管理や契約とその取り消し、介護・医療へのサポートを行います。成年後見人等には、ご本人様の判断能力が欠けている人に「後見」、判断能力が著しく不十分な人に「保佐」、判断能力が不十分な人に「補助」と3類型があり、それぞれ成年後見人、保佐人、補助人がご本人様の保護や支援を行います。

お金の管理は大丈夫ですか？

事例 認知症で入院中の父の年金が家族に勝手に使われているようで心配です。

回答 入院費の支払いや、お父様の衣類代など、ご本人様にとって必要な出費以外の家族のための出費がある場合は、大きな問題です。

成年後見人等がいる場合、後見人等によって年金や預金通帳などの財産を管理しますので、ご本人様以外の方が勝手にお金を使うことはできません。

医療や介護サービスを受ける手続きが自分でできますか？

事例 精神疾患のため、買い物や掃除、ゴミ出しがうまくできなくなり、家の中に生活ゴミが増えてきた。

回答 成年後見人等が、ご本人様に代わってヘルパーなどの介護サービス事業者と契約します。もちろん、ご本人様の希望を聞きながら、適切な介護サービスを契約します。入院や診療が必要な場合は、医療サービスを契約することになります。契約後も適切なサービスが提供されているかを確認したり、ご本人様の状況に応じて医療や介護サービスを変更や解約、新規契約を行っていきます。

悪質商法にだまされていませんか？

事例 知的障害のある親戚が必要のないリフォームを断れずに契約してしまい困った。

回答 成年後見人は、ご本人様がだまされて取り交わした契約を取り消すことができます。

将来、判断能力が不十分になった時の財産管理は大丈夫ですか？

事例 子どもや頼れる親族もいないため、将来的に認知症になったときの財産管理が不安。

回答 成年後見制度には、判断能力があるうちに信頼できる人と契約を取り交わし、判断能力の低下後に、その人に身上保護や財産管理を任せることができる「任意後見制度」もあります。

越生町成年後見センターのご紹介

こんなお困りごとはありませんか？

成年後見制度について詳しく知りたい

判断能力がなくなった時のことが心配

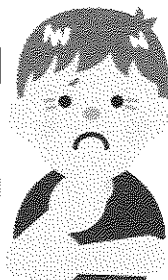
申立てはどこへ行けばよいのかわからない

親族の後見人にアドバイスして欲しい

申立てにはどのような書類が必要か知りたい

親族で成年後見人の候補者が立てられない

成年後見人の候補者を紹介して欲しい



そんなとき、越生町成年後見センターまでご相談ください！

越生町成年後見センターでは、判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関するご相談をお受けしています。

令和2年4月1日より、成年後見制度に関するご相談窓口として「越生町成年後見センター」が本会に設置されました。これは、成年後見制度の利用の促進に関する法律にもとづいて、越生町役場から受託し本会が実施しています。さいたま家庭裁判所飯能出張所と連携しながら、成年後見制度のご相談や普及啓発活動を行っています。

日頃から、認知症の方や知的障害、精神障害の方々との関わりのある各種相談・介護事業所や医療機関へのご相談対応や越生町内にお住いの皆様への広報活動も行っています。また、越生町内にお住いの住民の方が成年後見人となる「市民後見人」の養成や支援も行っています。

越生町成年後見センターでは、社会福祉士の資格を持った相談員が秘密厳守で、各種ご相談をお受けしています。現在は、新型コロナウイルスの感染予防のため、まずは、お電話でご相談の概略を聞き取り、必要に応じて来所相談のご予約を受け付けています。

ご相談の中で、契約能力がある方には、福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」のご利用もご案内しています。判断能力の低下が進み、ご本人様との契約が成立しない状況となった場合、「あんしんサポートねっと」から成年後見制度への移行もスムーズに行えるようお手伝いをしています。

越生町社協では、法人が成年後見人に就任する「法人後見事業」も実施しており、その中でも、市民後見人養成講座修了生の3名が後見支援員として活動しています。

今後、この3名の後見支援員は、実務経験を重ね、市民後見人として成年後見人に就任できることを目標に後見実務を行っていただいています。



あなたの運転技術をボランティアに活かしてみませんか？ ふれあいルーム送迎ボランティア募集中！

ふれあいルームは、おおむね60歳以上の方々が、交流をしたり、オリジナル作品を作ったり、映画鑑賞をしたりと地域の拠り所として楽しい時間を過ごすことができる場所で、月曜日から金曜日の平日に開所をしています。現在は、新型コロナウイルスの感染予防として、参加希望の方には事前予約をしていただき人数制限（1回8名まで）をして開所しております。町内各地から参加することが出来るように、主に午前中は車での送迎を行っておりますが、現在送迎車の運転をお手伝いして下さるボランティアさんを大募集しております！活動していただいたボランティアさんには、約1時間につき越生スタンプ会商品券500円分をお渡ししております。定年退職して少し時間が出来たという方や、車の運転が得意という方など、活動に興味がある方はぜひお気軽にお問合せください。まずは見学からでも大歓迎です。ご連絡お待ちしております。

活動時間：午前9時～1時間程度及び午前11時30分～1時間程度

（スケジュール次第で午後の送迎もお願いすることがございます。）

活動日：平日2日程度 ※特に火曜日・金曜日の活動が可能な方！

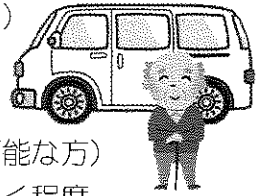
活動条件 ①町内在住の方

②普通自動車運転免許をお持ちの方（8人乗りワゴン車の運転が可能な方）

③高齢者の乗車と下車の見守りと簡単な補助を行える方 ※手を引く程度

その他：現在、新型コロナウイルス感染予防を行いながら開所しておりますが、今後の状況次第によっては、臨時休業となる場合もございます。

ふれあいルームは住民同士支え合う地域づくりを応援する、越生町の『支え合いまちづくり事業』の一環として、事業の委託を受け実施しております。



まずはボランティアを知ることからはじめませんか？ 令和2年度 ボランティア入門講座参加者募

新しくボランティアを始めてみたいという方を対象に毎年開催しております、『ボランティア入門講座』ですが、今年度は新型コロナウイルス感染予防のため、基礎講話のみ短期間の講座を企画いたしました。在宅にいる時間が多くなった今だからこそ、新たな学びをはじめませんか？ボランティアや福祉についてご興味がある方はお申し込みください。お待ちしております！

日時：1回目：10月15日（木）14：00～15：30 『ボランティアの基礎知識』

2回目：11月19日（木）14：00～15：30 『高齢者 認知症を知ろう！』

3回目：12月17日（木）14：00～15：30 『災害ボランティアについて』

場所：ゆうがく館そぷらの

定員：8名 ※感染症対策のため少人数で開催いたします。

参加費：無料

申込締切：9月30日（水）まで

その他：年齢・性別・ボランティア経験の有無などは一切問いません。

新型コロナウイルス感染状況によっては、内容の変更及び中止する場合がございます。

※本事業は、越生町からの「生活支援体制整備事業」の委託を受け社協により実施されます。

